平成２１年（フ）第４６７号
群馬県藤岡市浄法寺1844―２、住民票上の住所群馬県藤岡市本動堂490番地３
債務者　石垣　信広
１　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第４３号
群馬県富岡市岡本2203番地
債務者　木口　章子（旧姓由田）
１　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第８７号
埼玉県本庄市前原２丁目６番15―102号
債務者　吉田　剛志
１　決定年月日時　平成22年３月３日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１８号
三重県松阪市大黒田町1600番地５　ファミールモナミＢ101
債務者　西川　美穂
１　決定年月日時　平成22年３月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２１年（フ）第２１２４号
京都市伏見区深草西浦町２丁目90番地　コーポ西浦308号
債務者　山田　尚志
１　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２１５９号
京都市左京区田中飛鳥井町104番地８　ヤングマンション102号
債務者　巴　　卓也
１　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２１８２号
京都府宇治市大久保町久保13番地の１　宇治大久保コープ217号、住民票上の住所横浜市南区大岡１丁目55番３号
債務者　遠藤　正芳
１　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２４４８号
京都府綴喜郡井手町大字井手小字南溝10番地の２
債務者　幸喜建設こと　吉仲　　健
１　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１７５号
京都府木津川市加茂町河原東大門59番地
債務者　津野　政美
１　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１９６号
京都市山科区竹鼻扇町12番地40　第８長栄ヴィライースト303、申立前の住所京都市山科区御陵天徳町20番地
債務者　細江　正蔵
１　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１６１１号
堺市中区小阪西町６番32号　小阪ハイツⅡ―202号
債務者　中村　光宏
１　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１８５９号
大阪府富田林市梅の里２丁目19番17号
債務者　総合サービスＴＡＫＥこと　武田　真也
１　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１９８６号
堺市北区北花田町３丁38番地11―103号、前住所堺市北区北花田町２丁12番地１　フェアコート北花田1103号
債務者　関口　弘一
１　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第６３号
堺市南区槇塚台１丁10番　大阪府営槇塚台第１住宅第25棟1305号、前住所堺市南区赤坂台３丁９番19―304号
債務者　竹内之吏好こと　佐々木典子（旧姓竹内）
１　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１４４号
大阪府富田林市甲田４丁目13番15号―101、旧住所大阪府富田林市寿町４丁目16番３号―Ｃ203
債務者　正田　有子（旧姓杉原）
１　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１５０号
堺市北区中百舌鳥町６丁998番地３　中百舌鳥公園団地２号棟345号室
債務者　高須　江美
１　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係